

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	(同)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	二
○岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)	(水産業基盤整備課)	二
○漁港管理条例第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設及び研修室の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(同)	二
○指定管理者の管理業務の全部停止(五件)	(同)	三
○指定管理者の管理業務の一部停止	(同)	四
○県道の路線廃止	(道路課)	四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	四
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	五
○境界地の道路の管理に関する協定の変更	(道路課)	六
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六
○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則		六
○人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則		七

## 告 示

○人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則  
監査委員  
公安委員会

○定期監査結果に対する措置の公表  
公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

九 七 七

○宮城県告示第七百五号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。  
平成二十三年九月三十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 グループゆう  
一 代表者の氏名 中村 祥子  
二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区南中山二丁目二番三号 南中山プラザ内  
三 定款に記載された目的 本会は、高齢者や障害者等の自立を支援する食事サービス事業や在宅介護サービス事業、またそれを推進する為のネットワーク作り等を実施することによって、高齢になっても障害を持っても地域で安心して自分らしく生き続けることのできる地域社会の実現を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。  
平成二十三年九月九日

四 申請のあった年月日 平成二十三年九月九日  
○宮城県告示第七百六号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十三年九月三十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五五〇〇三八八	すていじ仙台	生活介護	社会福祉法人	平成二十三年

仙台市泉区高森七丁目一番地の四	就労継続支援B型	チャレンジドらいふ	十月一日
-----------------	----------	-----------	------

○宮城県告示第七百七号  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。  
 平成二十三年九月三十日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一五五〇〇三八八	事業所の名称及び所在地 すていじ仙台 仙台市泉区高森七丁目一番地の四	設置者名 社会福祉法人 チャレンジド らいふ	辞退年月日 平成二十三年 九月三十日
---------------------	--	---------------------------------	--------------------------

○宮城県告示第七百八号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業金生地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
 平成二十三年九月三十日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十三年十月十二日から平成二十三年十一月十日まで
- 三 縦覧場所  
栗原市役所

○宮城県告示第七百九号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場

及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。  
 平成二十三年九月三十日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

委 託 内 容	委 託 期 間	委 託 の 相 手 方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	塩竈市
石巻漁港、渡波漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	南三陸町
閉上漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	名取市閉上四丁目十四番九号 宮城県漁業協同組合 閉上支所
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	巨理郡巨理町荒浜字 築港通り二十五番地 宮城県漁業協同組合 巨理支所

○宮城県告示第七百十号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下、指定施設」といふ。）及び研修室の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十三年三月三十日次のとおり委託した。  
 平成二十三年九月三十日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

委 託 内 容	委 託 の 相 手 方	委 託 期 間
閉上漁港の指定施設（ヨット専用保管施設、レジャー用小型船舶保管施設、倉庫、及びクレーン）及び研修室の使用料の徴収	石巻市開成一番二十七 宮城県漁業協同組合	平成二十三年四月一日から 平成二十六年三月三十一日 まで

○宮城県告示第七百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

小鯖漁港の指定施設、鮎立漁港の指定施設、松岩漁港の指定施設、波路上漁港の指定施設、浦の浜漁港の指定施設、日門漁港の指定施設、泊（歌津）漁港の指定施設、伊里前漁港の指定施設、志津川漁港の指定施設、波伝谷漁港の指定施設、雄勝漁港の指定施設、桃ノ浦漁港の指定施設、閉上漁港の指定施設及び研修室、荒浜漁港の指定施設、気仙沼漁港の指定施設（浜町棧橋横泊地、魚町三丁目岸壁横泊地、大浦防波堤横泊地、大浦護岸横泊地、小々汐防波堤横泊地、梶ヶ浦物揚場護岸横泊地、梶ヶ浦胸壁横泊地、及び梶ヶ浦胸壁横泊地）、塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）及び女川漁港の指定施設

二 指定管理者の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 管理の業務の停止の内容

小鯖漁港外十六漁港の指定施設及び閉上漁港の研修室の管理の業務の全部の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地、潮見町防波堤横泊地、魚市場前護岸横泊地及び南町岸壁横泊地）

二 指定管理者の名称及び所在地

気仙沼漁業協同組合

気仙沼市魚市場前八番二十五号

三 管理の業務の停止の内容

気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地、潮見町防波堤横泊地、魚市場前護岸横泊地及び南町岸壁横泊地）の管理の業務の全部の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）

二 指定管理者の名称及び所在地

塩竈市観光物産協会

塩竈市旭町一番一号

三 管理の業務の停止の内容

塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）の管理の業務の全部の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年五月三十一日まで

○宮城県告示第七百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）

二 指定管理者の名称及び所在地

塩釜市漁業協同組合

塩竈市新浜町三丁目三十番十七号

三 管理の業務の停止の内容

塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）の管理の業務の全部の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年九月三十日まで

○宮城県告示第七百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

鮎川漁港の指定施設

二 指定管理者の名称及び所在地

牡鹿漁業協同組合

石巻市鮎川浜丁十六番地

三 管理の業務の停止の内容

鮎川漁港の指定施設の管理の業務の全部の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

気仙沼漁港の駐車場

二 指定管理者の名称

気仙沼市

三 管理の業務の停止の内容

気仙沼漁港の駐車場の管理の業務のうち駐車場の使用の許可に関する業務の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年九月三十日まで

○宮城県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。その関係図面は、平成二十三年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起点	重要な経過地
一四四	半田山下線	角田市藤田 亘理郡山元町大平	—

○宮城県告示第七百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
大吉野沢2	土石流	石巻市飯野字大吉野入（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
2 大吉野沢の	土石流	石巻市飯野字大吉野入（次の図のとおり）	次の図のとおり	
山田沢	土石流	石巻市桃生町榎崎字山田（次の図のとおり）		
岩崎	急傾斜地の崩壊	石巻市飯野字宮下南次の図のとおり		
黒沢の2	急傾斜地の崩壊	石巻市前谷地字黒沢次の図のとおり		
大沢堤	急傾斜地の崩壊	石巻市北村字大沢堤次の図のとおり		
大欠	急傾斜地の崩壊	石巻市北村字吉荒、同市北村字大欠（次の図のとおり）		

十階松	筒の山	餅田の2	餅田の1	山田の2	今泉前	大吉野の6	岩崎の2	大吉野の5	大吉野の8	大吉野の7	沢田の3	沢田の2	沢田の1	大吉野の4	大吉野の3	大吉野の2	山田	踏返一	踏返一
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市西福田字下十階松、同市西福田字上十階松、同市西福田字大沢(次の図のとおり)	東松島市西福田字大日向(次の図のとおり)	東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	石巻市桃生町櫻崎字金辻(次の図のとおり)	石巻市相野谷字今泉前、同市相野谷字旧屋敷(次の図のとおり)	石巻市飯野字外吉野(次の図のとおり)	石巻市飯野字岩崎(次の図のとおり)	石巻市飯野字大吉野(次の図のとおり)	石巻市飯野字外吉野戸場柄、同市飯野字大吉野入(次の図のとおり)	石巻市飯野字外吉野戸場柄(次の図のとおり)	石巻市相野谷字沢田(次の図のとおり)	石巻市相野谷字沢田(次の図のとおり)	石巻市相野谷字沢田、同市相野谷字今泉前(次の図のとおり)	石巻市飯野字大吉野入(次の図のとおり)	石巻市飯野字大吉野(次の図のとおり)	石巻市飯野字大吉野入(次の図のとおり)	石巻市桃生町櫻崎字山田(次の図のとおり)	石巻市北村字踏返一(次の図のとおり)	石巻市北村字踏返一(次の図のとおり)

安住	大沢の2	大沢の1	浦宿浜安住	安住沢	十二神沢	十二神沢	十二神沢	大沢の沢	筒の山の3	筒の山の2	餅田の4	餅田の3	堀切	目移
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字寄木、同町浦宿浜字天王、同町浦宿浜字供養、同町浦宿浜字折下(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字寄木、同町浦宿浜字三郎浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字安住、同町浦宿浜字篠浜山(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町女川浜字大原(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町女川浜字大原(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町女川浜字大原(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山(次の図のとおり)	東松島市西福田字筒の山(次の図のとおり)	東松島市西福田字筒の山(次の図のとおり)	東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	東松島市大塩字餅田(次の図のとおり)	東松島市西福田字堀切(次の図のとおり)	東松島市西福田字関下、同市西福田字堀切(次の図のとおり)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
大吉野沢の1	土石流	石巻市飯野字外吉野戸場柄、同市飯野字大吉野入(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
金辻沢	土石流	石巻市桃生町櫻崎字金辻、同市桃生町櫻崎字山田(次の図のとおり)	
館下沢	土石流	東松島市矢本字沢目、同市矢本字上沢目、同市矢本字館下、(次の図のとおり)	
十二神沢	土石流	牡鹿郡女川町女川浜字大原、同町女川浜字女川(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

### 公 告

○宮城県及び宮城県知事と岩手県及び岩手県知事とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第九十一条及び第五十四条第一項の規定により両県の境界に係る道路の管理の方法に関し協議し、昭和三十六年六月三十日付けでその内容を公告し、昭和五十二年三月一日、昭和五十八年四月一日、平成十七年三月三十一日及び平成十七年九月二十日付けでその内容の変更につき公告した協定について、次のとおり変更する協定を締結した。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一条の表中、「岩手県東磐井郡藤沢町」を、「岩手県一関市藤沢町」に、「宮城県本吉郡本吉町」を「宮城県気仙沼市本吉町」に改める。

#### 附 則

この協定は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
名取市飯野坂五丁目八番三十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
仙台市宮城野区榴岡二丁目二・十一  
株式会社みつば

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年九月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡富谷町成田二丁目四番一の一部(第一工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
大阪市北区堂島浜一丁目四番四号

M I D 都市開発株式会社

### 人事委員会

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十六・四十二

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一保健環境センターの項中、「(助手を含む)」を削り、同表食肉衛生検査所の項中

と畜検査員(給与条例第九条の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。)

三

を

(1) と畜検査員(給与条例第九条の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。)	三
(2) 病理細菌技術者	一

に改め、同表拓桃医療療育センターの項中、「(助手を含む)」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・十六（給料の調整額）別表第一食肉衛生検査所の項の規定は、平成二十三年七月一日から適用する。

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則八・五・二十八

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第八条の四中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則八・六・二十八

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第六条の四中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成23年9月30日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日  
平成23年3月31日

2 宮城県知事から通知のあった日  
平成23年8月25日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額
現年度分 302,886,354円
過年度分 566,399,962円
合 計 869,286,316円

・ H20年度収入未済額

現年度分 284,776,093円
過年度分 499,141,615円
合 計 783,917,708円

ロ 措置の内容

納期内納付を推進するため、地元ラジオや市町広報紙を活用して周知を行ったほか、地元スーパーでの街頭啓発を実施した。

効果的な滞納処分のため、自動車の差押を積極的に実施し、前年を大きく上回る194件を差し押さえた。

また、給料、預貯金等換価性の高い債権を中心に実施した結果、合計で差押目標の630件を超える675件を差し押さえた。特に悪質な滞納者に対しては、タイヤロツクや捜索を実施し、収入確保に努めた。

個人県民税の徴収対策については、普通徴収から特別徴収への移行を促進させるため、市町と共同で50事業所を訪問しての働き掛けや583事業主へ移行依頼文書を発送した。

また、地方税法48条直接徴収、共同催告を実施するなど、市町へ徴収支援を行い、個人県民税の収入確保に努めた。

3月11日に発生した東日本大震災により、管内は壊滅的な被害を受けたことから、市町に対する災害支援に全力を挙げて取り組んだ。

(2) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 63,382,861円

過年度分 129,185,587円

合 計 192,568,448円

・H20年度収入未済額

現年度分 70,366,599円

過年度分 124,158,082円

合 計 194,524,681円

ロ 措置の内容

適切な徴収の確保を図るため、約1,800人の滞納者に対して、財産調査を行った。

上記の調査に基づき、250件の差押目標に対して270件を実施した。

差押物件の内容については、充当性の高い預貯金を基本に、はじめでの取組として農協出資金、生命保険及び自動車等の差押も積極的に行った。

最大の滞納税目である個人県民税については、個人住民税特別徴収推進対策に基づき登米市と連携し、法人に対して特別徴収義務について働きかけを行った結果、収入率の改善が図られた。

さらに、事務運営基本方針及び事務実施計画等に基づき、夜間電話催告や訪問徴収を行った。

(3) 食肉衛生検査所

イ 監査委員の報告の内容

支出事務において、不適切なものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

複写サービス料金について、基本枚数までの基本料金に基本枚数以内の実使用枚数料金を加えて支出していたもの。

・契約期間

① 平成17年4月1日～平成20年3月31日

② 平成20年4月1日～平成23年3月31日

・基本料金

① 12,000円(5,000枚まで)

② 13,120円(8,000枚まで)

・過誤払期間 平成17年4月分～平成22年6月分

・過誤払額 785,917円

ロ 措置の内容

事務所において過誤払いが確認された時点で、返納協議を行い、協議成立後速やかに返納手続きを行った。

過誤払いの原因としては、請求書の内訳内容について、契約書どおりの請求であるかを確認しなかったことによるものであり、今後、会計事務において、複数の職員で確認するチェック体制を一層強化するとともに、長期継続契約等の内容については年度当初等に必ず確認する等このような過ちを起こさないように取り組むこととした。

(4) 大崎地方ダム総合事務所

イ 監査委員の報告の内容

支出事務において、不適切なものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

平成21年3月分複写サービス料金について、請求書の請求者印の押印がないにもかかわらず、後で請求書を差し替えることとして支出した。さらに、後日送付された同額の請求書について、支出済みであることを失念し、再度支払い手続きをとったため二重に支出した。



1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	平成23年11月5日から平成24年1月31日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成23年11月5日から平成24年1月31日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成22年、23年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成23年11月5日から平成24年1月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

- (1) 受付期間
 

平成23年9月30日（金）から平成23年10月18日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 受付場所
 

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課
- (3) 資格審査申請用紙の配布
 

配布期間  
平成23年9月30日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

・件数 1件  
 ・過誤私額 5,775円  
 措置の内容  
 ・本事業が判明した直後から、押印のない支出証拠書類の差し替えを前提とした事務処理を行わないことを徹底している。  
 ・書類の審査確認は、担当、班員、班長、次長（総括担当）、所長とそれぞれが細心の注意を持ってチェックしている。  
 ・出納責任者は、会計管理者の補佐で最終責任者であるとの使命を自覚し、業務を遂行している。  
 ・人事異動の際にはリストを作成し、事務引継ぎを行うことを職員に周知徹底させている。  
 以上の対策を講じて、再発防止に努めている。

(5) 石巻西高等学校  
 イ 監査委員の報告の内容  
 教職員特殊業務手当において、不正受給が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。  
 （内容）  
 休日に部活動指導を行った際に支給される教員特殊業務手当（いわゆる部活動指導手当）について、平成22年4月から8月にかけて、職員が指導の実態がないにもかかわらず指導を行ったと称した虚偽の支給申請を行い、手当を受給したものの。  
 ・件数 23件  
 ・支給金額 55,200円（2,400円/日）  
 措置の内容  
 職員会議において職員全員に教員特殊業務手当不正受給の概要を説明し、手当の支給規則を周知した。また、改正された教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿の申請及び確認を徹底し、従来から行ってきた休日出勤職員の来校者名簿への記載を徹底するとともに、警備員による休日出勤職員の警備日誌への名前記載を新たに行っている。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第88号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221，222）